

# 1 2

学校安全の推進等について  
(災害への対応と危機管理を含む)

# 第2次学校安全の推進に関する計画について(=今後の学校安全に関する方向性)

## これまでの取組と課題

- 東日本大震災の教訓を踏まえて、実践的な安全教育、防災マニュアルの整備や安全点検・見守り活動等が推進されてきた。
- 学校管理下で発生する事故、犯罪被害、交通事故等は全体として減少しているものの、まだ児童生徒等の安全が十分に確保されているとは言い難いため、児童生徒等を取り巻く多様な危険を的確に捉え、対策を推進することが必要。
- 学校安全の推進に当たって、地域間・学校間・教職員間に差が存在していることから、全ての学校において、質の高い学校安全の取組を推進することが求められている。



## 第2次学校安全の推進に関する計画（計画期間：平成29年4月～平成34年3月）（平成29年3月24日閣議決定）

### 目指すべき姿

- 全ての児童生徒等が、安全に関する資質・能力を身に付けることを目指す。
- 学校管理下における児童生徒等の事故に関し、死亡事故の発生件数については限りなくゼロとすることを目指すとともに、負傷・疾病の発生率については障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少傾向にすることを目指す。

→ 上記を実現するために、12の施策目標を設定し、国・学校設置者・学校等が今後5年間で推進すべき具体的な取組を記載

### 5つの推進方策と12の施策目標

#### 1. 学校安全に関する組織的取組の推進

- 全ての学校において、
  - ・管理職のリーダーシップの下、中核となる教職員を中心とした組織的な学校安全体制を構築【1】
  - ・学校安全計画及び危機管理マニュアルの策定【2】
  - ・取組の評価・検証を踏まえた改善【3】
- 全ての教職員が、各キャリアステージにおいて必要な研修等を受講【4】

#### 2. 安全に関する教育の充実方策

- 全ての学校において、
  - ・学校教育活動全体を通じた安全教育を実施【5】
  - ・取組を評価・検証し、学校安全計画(安全管理、研修等の組織活動を含む)を改善【6】

#### 3. 学校の施設及び設備の整備充実

- 全ての学校において、
  - ・耐震化の早期完了を目指すとともに、緊急的な対応が必要な老朽化対策等を実施【7】
  - ・地域の特性に応じ、非常時の安全に関わる設備の整備を含めた安全管理体制を充実【8】

#### 4. 学校安全に関するPDCAサイクルの確立

##### を通じた事故等の防止

- 全ての学校において、
  - ・定期的に学校施設・設備の安全点検を実施するとともに三領域(生活安全・災害安全・交通安全)全ての観点から通学・通園路の安全点検を行い、児童生徒等の学校生活環境を改善【9】
  - ・学校管理下における事故等には、「学校事故対応に関する指針」に基づく調査を実施【10】

#### 5. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

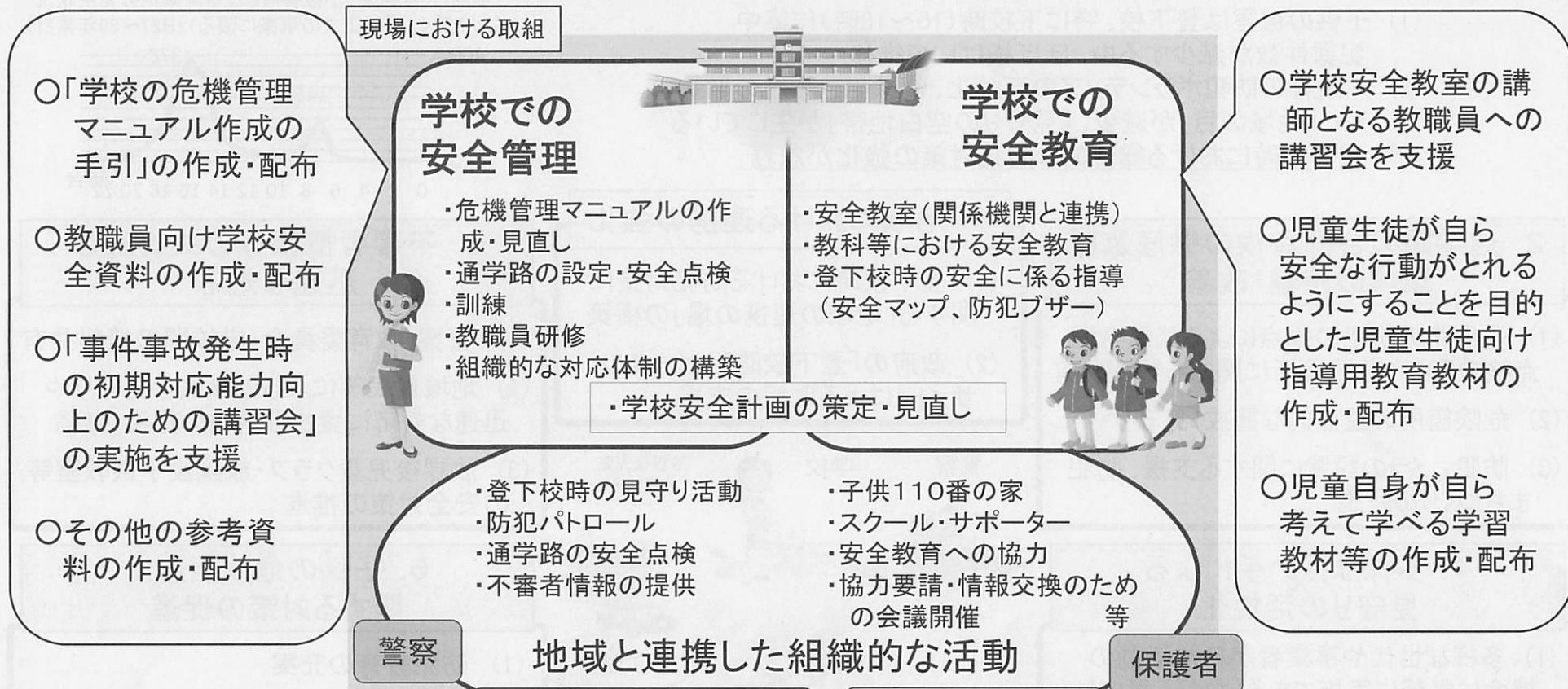
- 全ての学校において、
  - ・保護者・地域住民との連携体制を構築【11】
  - ・外部専門家や関係機関との連携体制を構築【12】



## 登下校時における児童生徒等の安全確保の取組

登下校時における児童生徒等の安全確保のためには、

- ①児童生徒等を極力一人にしないという観点からの「安全な登下校方策の策定、実施」及び「児童生徒等の登下校を地域全体で見守る体制の整備」等が重要。さらに、
- ②児童生徒等に危険予測・回避能力を身に付けさせるための安全教育の推進が重要。



- 学校安全教室の講師となる教職員への講習会を支援

- 児童生徒が自ら安全な行動がとれるようにすることを目的とした児童生徒向け指導用教育教材の作成・配布

- 児童自身が自ら考えて学べる学習教材等の作成・配布

※吹き出しが文部科学省の取組

- 見守り活動に係る支援
- スクールガード(学校安全ボランティア)養成支援

- スクールガード・リーダー(防犯の専門家)の養成・委嘱支援
- コミュニティ・スクール、地域学校協働活動の推進

地域全体での学校安全体制の構築、専門家の知見活用の促進

好事例の創出・収集、周知

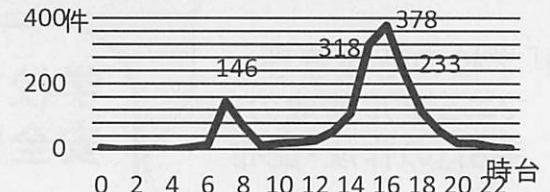
地方財政措置による費用支援

# 登下校防犯プランの概要

## 登下校時における子供の安全の課題

- (1) 子供の被害は登下校、特に下校時(15~18時)に集中  
犯罪件数が減少する中、ほぼ横ばいで推移
  - (2) ①既存の防犯ボランティアの高齢化、②共働き家庭の増加  
→ 「地域の目」が減少、「見守りの空白地帯」が生じている
- 登下校時における総合的な防犯対策の強化が急務

子供(13歳未満)が被害者となる身体犯の発生状況  
(土日除く。道路上での事案に限る)(H27~29年累計)



## 2. 通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善

- (1) 通学路の防犯の観点による緊急合同点検の実施、危険箇所に関する情報共有
- (2) 危険箇所の重点的な警戒・見守り
- (3) 防犯カメラの設置に関する支援、防犯まちづくりの推進

## 1. 地域における連携の強化

- (1) 登下校時における防犯対策に関する「地域の連携の場」の構築
- (2) 政府の「登下校防犯ポータルサイト」による取組の支援



## 3. 不審者情報等の共有及び迅速な対応

- (1) 警察・教育委員会・学校間の情報共有
- (2) 地域住民等による効果的な見守りや迅速な対応に資する情報の提供・発信
- (3) 放課後児童クラブ・放課後子供教室等の安全対策の推進

## 4. 多様な担い手による見守りの活性化

- (1) 多様な世代や事業者が日常活動の機会に気軽に実施できる「ながら見守り」等の推進
- (2) スクールガードの養成、防犯ボランティア団体の活動等の支援
- (3) 「子供110番の家・車」への支援等

## 5. 子供の危険回避に関する対策の促進

- (1) 防犯教育の充実
- (2) 集団登下校、ICタグ、スクールバス等を活用した登下校の安全確保の推進

# 登下校防犯プランにおける文部科学省の取組

## 通学路の緊急合同点検等の徹底

### 防犯の観点からの通学路の緊急合同点検の実施

#### 学校で危険箇所の抽出

教育委員会	学校	警察
道路管理者	自治体	地域住民
その他関係者・関係機関		

連  
↓  
携



#### 合同点検の実施

#### 危険箇所の共有、環境の整備・改善の検討



#### 環境の整備・改善

- 危険箇所の重点的な警戒・見守り
- 防犯カメラの設置に関する支援・防犯まちづくりの推進

## 登下校における安全確保対策の強化

### 見守り活動の活性化

- スクールガードの養成・質向上
- スクールガード・リーダーの巡回強化
- ながら見守り等の推進による担い手の確保
- 「子ども110番の家」との連携推進

### 不審者情報の共有及び迅速な対応

- 警察・教育委員会・学校間の迅速な不審者情報共有体制の再整理
- 警察と連携した効果的な見守りや迅速な対応に資する情報の共有体制構築



### 実践的な防犯教育の充実

- 通学路安全マップの作成等を通じた指導
- 防犯教室等の活用
- 「子供110番の家」の活用の推進
- 防犯教育の担い手である教職員の研修の充実
- 安全な登下校のための、家庭における防犯の取組の推進

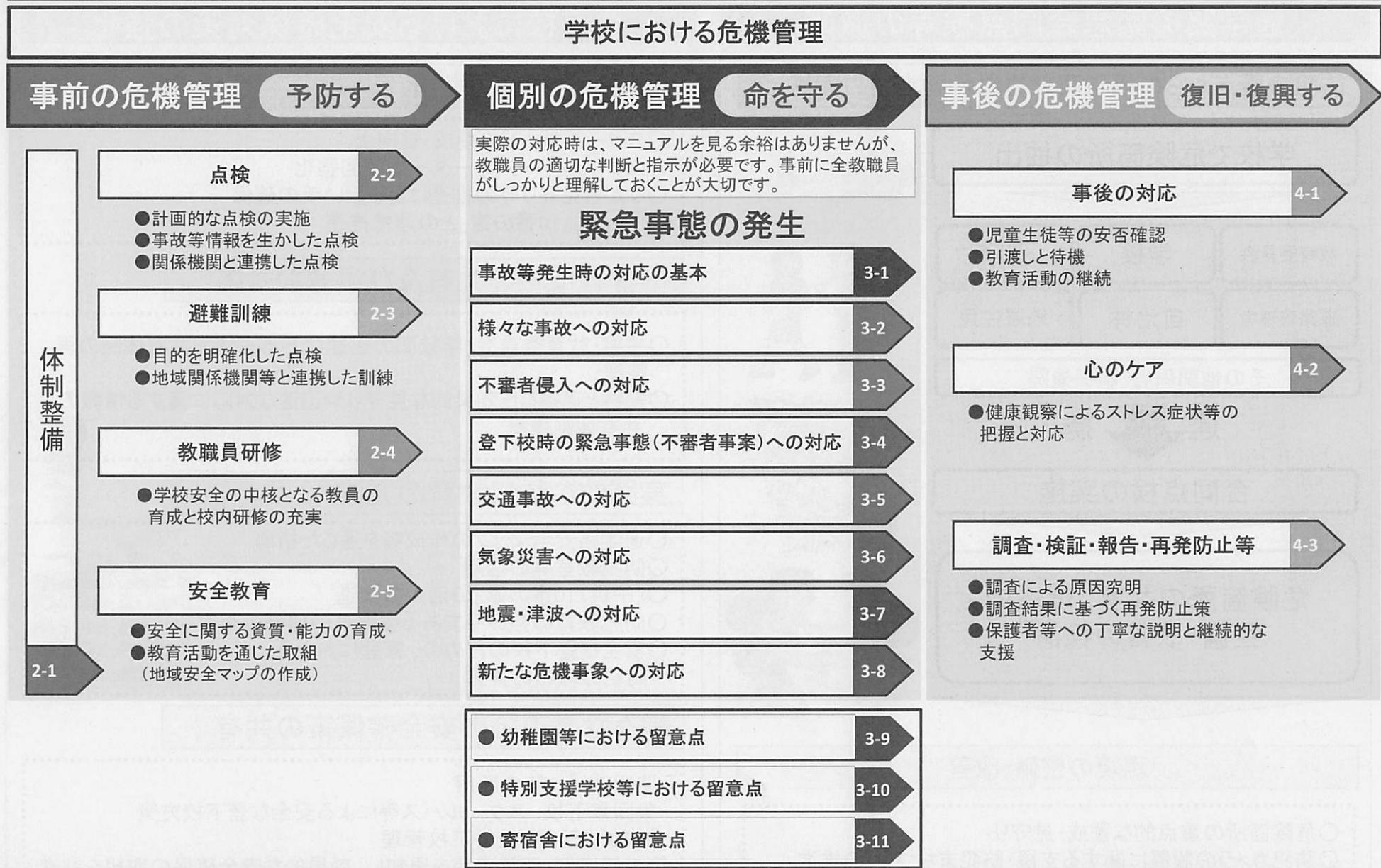


### 様々な登下校の安全確保策の共有

- ・防犯ブザー等の活用
- ・集団登下校、スクールバス等による安全な登下校方策
- ・ICタグを活用した登下校管理等の好事例・留意点等を周知し、効果的な安全確保の取組を推進

地域ぐるみで子供を守る連携体制の強化

# 危機管理マニュアル作成の手引き 全体構成図



「事前の危機管理」がその後の対応全てにつながります。いつ起こるか分からない事故等にきちんと備えることが重要です。

# 学校における地震防災のフローチャート

## 事前の危機管理

備える

### 体制整備と備蓄

- 安全担当者のリーダーシップと全ての教職員の分担を明確に
- 保護者や地域、自治体等と連携した体制整備を
- 地域特性から予想される二次災害の洗い出しを備品や備蓄は保管場所にも配慮を

### 点検

- 計画的な安全点検を
- 非構造部材の点検にも注意
- 避難経路や避難場所の点検も必要

### 避難訓練

- 基本行動は「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所への避難
- 訓練・評価・改善のサイクルで実践的なマニュアルに
- 様々な訓練で実践力を
- 教科・領域の関連で効果的に

### 教職員研修

- 学校安全の中核となる教員を養成し、校内研修の充実を
- 地域や関係機関・団体との連携による人材等の活用を

## 発生時の危機管理

命を守る

この間、マニュアルを見る余裕はありませんが、教職員の適切な判断と指示が必要です。事前に教職員がしっかりと理解しておくことが大切です。

### 緊急地震速報 地震の揺れ

○津波の危険が考えられる地域では、地震後すぐに高台等あらかじめ決められた避難場所に避難します。

管理下

#### 初期対応

落ちてこない  
倒れてこない  
移動してこない  
場所に避難

#### 二次対応

素早い情報収集  
臨機応変な判断と避難  
※正常化の偏見に注意

### 地震の発生

管理外

管理下、管理外に関わらず、児童生徒等がそれぞれの状況下で対応できるよう事前の指導・訓練が必要です

※正常化の偏見(バイアス)  
自分にとって都合の悪い情報を無視したり、過小評価したりしてしまう 人間の心理特性

## 事後の危機管理

立て直す

### 避難所協力

- 事前に教職員が協力できる内容を地域や防災担当部局と整備しましょう

### 心のケア

- 健康観察によるストレス症状等の把握と対応を

### 原子力災害

- 情報収集と適切な退避・避難行動を

### 引き渡し(待機)

- 事前に保護者等とルールを決めましょう

津波等の二次災害の危険性を十分に検討した上で引き渡すかどうかの判断を。

### 安否確認

- 連絡、通信手段の伏線化を
- 求められる機能とその業務内容を明確に
- 的確な情報収集と発信、優先順位を

「事前の危機管理」がその後の対応全てにつながります。いつ起こるか分からない地震災害にきちんと備えることが重要です。

※ 上記のフローチャートは、震度5弱以上の大規模地震発生の場合を想定していますが、地震発生時には、震度が判断できることから、初期対応の「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所への避難行動は、震度に関わらず必要です。

※ 災害対策本部の設置時期については、災害規模や、管理下、管理外により変わることが考えられます。

※ このフローチャートでは、初期対応を揺れが続いている期間、二次対応は揺れが収まってから津波や火災など地震の次に起こる危険から回避するまでの期間として示しています。